

ひがし大雪地域における野生植物の盗掘事例

丹羽 真一¹⁾・渡辺 修¹⁾・渡辺 展之¹⁾

Cases of illegal collecting of wildflowers in eastern Taisetsuzan National Park

NIWA Shin-ichi¹⁾, WATANABE Osamu¹⁾ and WATANABE Nobuyuki¹⁾

はじめに

自然公園の高山帯などでは盗掘が相次いでおり、大きな社会問題になっている。盗掘を社会問題として論ずる時、盗掘の対象となる植物のほとんどは法律や条例（自然公園法等）で採取が禁じられており、法律違反行為に当たるということが第一の問題点として挙げられる。また、盗掘は野生生物を本来の生育地から切り離し栽培または売買の対象とする行為であり、殺傷を目的としたものではないが、野生生物としての本来のあり方や野生生物と人との関わりを歪めるといことが第二の問題点である。いまや稀少植物にとって盗掘は生息地破壊と並ぶ最大の脅威の一つになっているといわれているが（我が国における保護上重要な植物種および植物群落の研究委員会 1989）、高山植物に限れば開発行為による生息地破壊の可能性が低いと、盗掘が最大の脅威である可能性が高いといえよう（佐藤謙1994, 1996, 1997を参照）。

盗掘問題はかなり以前から問題視されてきたが、特に最近多発しているといわれている（例えば北海道新聞社1998年4月29日付社説記事「『やはり野におけ』の高山植物」など）。北海道高山植物盗掘防止ネットワーク委員会（以下「盗掘防止ネット」という、1999）によれば、1980年代には6件、1990年代には28件が北海道内で報告されている。峠山（2件）・夕張岳（1件）・アポイ岳（3件）など花の山として全国的・全道的に有名な地域で多発する傾向があるものの、ほぼ全道から盗掘の

報告がでている。高山植物を狙ったものは24件となっており、そのほとんどが国立公園や道立自然公園などの自然公園内での違法行為であった。

しかし、盗掘の実態を把握することはかなり困難で、行なわれた場所・量・対象種といったデータについては極めて限られた情報しかない。前出の盗掘防止ネットの報告も特定の情報源からのものだけであり、実態としてはそれよりも相当に多いとみなすのが妥当であろう。

われわれは稀少植物の減少に危惧を抱き、保全を目的とした野外調査を行なってきた（さっぽろ自然調査館 1999など）。このような調査活動を通じて、実際に盗掘の現場を目にする機会がこれまでにしばしばあった。深刻とされる盗掘の実態を少しでも明らかにするには、一つ一つの事例を記録しておくことが必要であると考えている。そこで、われわれの主な調査地域であるひがし大雪山系（十勝管内上士幌町・鹿追町）において最近5年間（1995-1999年）に把握した盗掘事件について報告する。なお、ここで報告する記録はいずれも盗掘防止ネット（1999）で把握されていないものである。

最近の盗掘事件

1. 上士幌町温泉山のハクサンチドリ（白花個体を含む）

盗掘があった場所は大雪山国立公園第2種特別地域に含まれる（表1）。ハクサンチドリは大雪山国立公園において採取が禁じられている指定植

1) さっぽろ自然調査館 〒004-0052 札幌市厚別区厚別中央2条5丁目4-35-705 Sapporo Nature Research & Interpretation Office, 4-35-705, Atsubetsu-chuo 2-5, Atsubetsu-ku, Sapporo 004-0052, Japan. e-mail:chosakan@cho.co.jp

表1. ひがし大雪地域で起きた盗掘事例

年月	場所	盗掘された主な植物	発見状況	盗掘規模
1995年6月	上士幌町温泉山	ハクサンチドリ(白花含む)	新しい盗掘跡	50株前後
1999年6月	上士幌町黒石平	ベニバナヤマシャクヤク	新しい盗掘跡	11株(14個体)
1995年9月	上士幌町三股	エゾリンドウ	新しい盗掘跡	200株前後
1997年8月	上士幌町三股	エゾリンドウ	盗掘者を見つける	5株前後
1997年5月	鹿追町白樺峠	ショウジョウバカマ	新しい大規模な盗掘跡	100株前後
1999年6月	上士幌町温泉山	ハクサンチドリ	新しい盗掘跡	50株前後
1999年7月	上士幌町ニベツツ山	チョウノスケソウ	新しい盗掘跡	数株
1998年8月	上士幌町ニベツツ山	リシリビャクシン	新しい盗掘跡	数株

表2. 盗掘された植物の指定状況と流通価格

種名	指定状況		流通小売価格(円)*1
	レッドリスト	公園指定	
ベニバナヤマシャクヤク	IB	●	1000-2000
エゾリンドウ		●	600*2
ショウジョウバカマ		●	500
ハクサンチドリ		●	500
チョウノスケソウ		●	700
リシリビャクシン	IB	●	700*3

*1:販売価格は盗掘防止ネット(1999)に基づく(容器等は含まれない)

*2:エゾオヤマリンドウ(変種)の価格を参照している

*3:ミヤマビャクシンの価格を参照している

物である(表2)。道道鹿追糠平線沿いの斜面で人目につきやすい場所に生育していた。盗掘された時期は開花している時(1995年6月)で、特に目立ちやすかった。盗掘を確認した前日に筆者の一人(丹羽)は写真撮影をしており、夜間に盗掘された可能性もある。約5m四方の範囲にハクサンチドリの群落があったが、開花していたほぼ全個体(約50個体)が盗掘された。盗掘痕は直径・深さとも10cm前後の穴となっており、山菜採り用の根掘りや園芸用の移植ごてのような道具が用いられたようであった。

その後、若干の個体数の回復が認められたが、1998年・1999年と続けて盗掘を受けた(辻本涼子氏、私信)。このときの盗掘規模はそれぞれ10-30個体と思われた。これにより、再び開花個体のほとんどを失った。全く同じ場所で盗掘が繰り返されていることから、同一人物またはグループによる可能性が考えられる。

2. 上士幌町三股のエゾリンドウ

盗掘があった場所は大雪山国立公園第2種特別

地域に含まれる(表1)。エゾリンドウは大雪山国立公園において採取が禁じられた指定植物である(表2)。国道273号線沿いの旧市街地区で人目につきやすい場所に生育していた。盗掘された時期は開花している時(1995年9月)で、特に目立ちやすかった。およそ数ヘクタールの範囲にエゾリンドウが散在していたが、開花していたおよそ200-300個体が盗掘されたと思われた。この大規模な盗掘を確認した数日前にも筆者の一人(丹羽)は何度か小規模な盗掘行為を見かけ、口頭で盗掘をやめるよう注意していた。盗掘のあった当日、現地で調査をしていた知人が一部始終を見ており、4輪駆動車を乗り入れて持ち去ったという。またその前後にも掘り採りの跡がしばしば見ついていることから、それ以外にも現地でのエゾリンドウの盗掘は度々行なわれているようである。なお、大量盗掘の時だけは鎌や鋏を用いており、地上部だけを採取していた。この盗掘の後に、上士幌町の環境庁国立公園管理官事務所に出向き、大量盗掘があったこと、旧作業道から車両の侵入が可能

なことから盗掘されやすいことを当時の管理官に伝えた上で、盗掘防止のために現在使われていない旧作業道入口2ヶ所にチェーンを付けてほしいと申し出た。しかし、管理官は「エゾリンドウのためにチェーンを付けろというなら山中にチェーンを付けなければならなくなる」といい、全く取り合わなかった。その後、マスコミがこの盗掘事件を大きく取り上げたことから、現在は採取禁止を知らせる立て札が立てられている。

3. 鹿追町白樺峠のショウジョウバカマ

盗掘があった場所は大雪山国立公園第2種特別地域に含まれる(表1)。ショウジョウバカマは大雪山国立公園において採取が禁じられた指定植物である(表2)。道道鹿追糠平線沿いの草原で人目につきやすい場所にある。草原部分に駐車できる路側帯があり、自由に草原に侵入することができる。盗掘された時期は開花している時(1997年5月)で、特に目立ちやすかった。大規模な盗掘を確認した以前(1992年)にも筆者の一人(丹羽)は何度か小規模な盗掘を見かけ、口頭で盗掘をやめるよう注意していた。およそ1ヘクタールの範囲にショウジョウバカマが散在していたが、開花していたおよそ100個体が盗掘されたと思われる(1997年5月27日付の朝日新聞社の記事では新得署などが調べた結果として52株と発表している)。盗掘痕は直径・深さとも15cm前後の穴となっており、山菜採り用の根掘りや園芸用の移植ごてのような道具が用いられたようであった。なお、その前後にも掘り採りの跡がしばしば見つかっていることから、それ以外にも現地でのショウジョウバカマの盗掘は度々行なわれているようである。なお、小規模な盗掘は日常的に行なわれており、ショウジョウバカマ以外にもミヤマオダマキ・コケモモ・イソツツジ等が盗掘を受けている。

4. 上士幌町黒石平のベニバナヤマシャクヤク

盗掘があった場所は大雪山国立公園第3種特別地域に含まれる(表1)。ベニバナヤマシャクヤクは、レッドデータブックの危急種、レッドリストの絶滅危惧IA類に該当し、大雪山国立公園において採取が禁じられた指定植物でもある(表2)。国道273号線からかなり林道を入った場所であるが、林道のすぐ脇で目につきやすい場所であった

(山菜採りでしばしば利用されているようである)。盗掘された時期は開花している時(1999年6月)で、特に目立ちやすかった。盗掘を確認した2、3日前に辻本涼子氏が見について存在を確認していた。はじめ開花個体だけが盗掘されていたが、その数日後に見に行った時には残っていた非開花個体もすべて盗掘されていた(全部で14個体)。盗掘跡は枯れ枝や落ち葉で覆ってあった(辻本1999)。

このベニバナヤマシャクヤク群落は、さっぽろ自然調査館が主体となって1998年から調査を行っていた(さっぽろ自然調査館1999)。固定調査区(目立つ杭などは設置していなかった)として長期観察(個体数変動や生活史特性の把握)を行なう予定であったが、この盗掘によって不可能になった。

5. ニベソツ山のチョウノスケソウ

盗掘があった場所は大雪山国立公園特別保護地区に含まれる(表1)。チョウノスケソウは、大雪山国立公園において採取が禁じられた指定植物である(表2)。二次的な盗掘のおそれもあるため場所の詳細については伏せる。盗掘された時期は開花している時で、数株が盗掘されていたという(三木悦子氏、私信)。

6. ニベソツ山のリシリビャクシン

盗掘があった場所は大雪山国立公園特別保護地区に含まれる(表1)。リシリビャクシンは、レッドリストの絶滅危惧IA類に該当し、大雪山国立公園において採取が禁じられた指定植物でもある(表2)。二次的な盗掘のおそれもあるため場所の詳細については伏せる。かなり大きい数株が盗掘されていたという(川辺百樹氏、私信)。

盗掘される対象

盗掘防止ネット(1999)では盗掘されやすい植物として、これまでの被害の大きさや山野草販売の対象かどうかという観点から、120種を挙げている。このうちレッドリスト(環境庁1997)の絶滅危惧IA類に該当する種が20種、IB類が20種、II類が11種、準絶滅危惧(NT)類が3種、現状不明(DD)類が2種と、全体の約半数が何らかのカテゴリーに属している。また89種はいわ

ゆる高山植物である。

今回盗掘を受けた植物6種は、リシリビャクシンを除いて、上記の120種の中に全て含まれている(ただし「エゾリンドウ」はなく変種エゾオヤマリンドウとして掲載されている)。ベニバナヤマシャクヤクは、1株あたり1,000~2,000円で流通し、「実生(による栽培も)容易だが、…(略)、山採りの可能性も?」とされている(盗掘防止ネット1999)。エゾ(オヤマ)リンドウは600円で「実生容易、量産」、ショウジョウバカマは500円で「実生容易」、ハクサンチドリは500円で「実生容易だが、山採りも」、チョウノスケソウは700円で「実生容易、量産」となっている。リシリビャクシンはリストにないので近縁のミヤマビャクシンを参照すると、1株あたり700円で「通常生産品だが、水面下で盆栽の山採り販売多い」となっている。

なお、チョウノスケソウは著しい隔離分布を示し、道内では数カ所の分布地が報告されているにすぎない。しかし、道内では、すでに絶滅したか、個体数を減少させた地域個体群が大半となっているという(佐藤謙氏私信)。

ま と め

盗掘を受けたのは、リシリビャクシンのケースを除いていずれのケースも開花期であった。当然のことながら、開花期は目立つので発見されやすいことによるのだろう。また、ベニバナヤマシャクヤク・チョウノスケソウ・リシリビャクシンのケース以外は、不特定多数の人が訪れ人目につきやすくアクセスも容易な道路脇などでの盗掘であった。これについては、そのような場所だったためにわれわれが盗掘(痕)を発見できたともいえるが、車道や散策路を敷設することによる二次的な自然破壊とみなすことができる。最近、各地の自然公園で新たな散策路の設置が数多く見られるが、自然保護行政に対してはこのような点に配慮する必要があるということを改めて警告したい。ひがし大雪地域の十勝三股地区では、稀少植物群落に近接して散策路等の整備が計画されているが(佐藤2000)、盗掘防止への配慮という観点から再検討が必要である。少なくとも盗掘問題が起きてか

ら「予想しなかった」ということは許されないだろう。

盗掘の実際の影響についてはあまり検討されていないが、自然界では起こりえない繁殖個体の大量消失であり、少なくとも地域的には大きな影響があると考えられる。ショウジョウバカマは、今回の盗掘によって個体群の成熟個体の過半数が失われてしまった。全国的・全道的では普通種ながらこの地域では稀少な種で、今回の盗掘は非常に深刻に受け止めなくてはならない。盗掘が主因となって絶滅した植物は北海道内ではないとの主張もあるようだが、チョウノスケソウに関しては盗掘が絶滅の直接要因となってきたことは明らかで、絶滅までは免れている場所でも個体数が元に戻るには非常に長い時間がかかることも忘れてはいけない(佐藤謙氏私信)。

今回盗掘の被害に遭った植物のうち、ハクサンチドリ・エゾリンドウ・ショウジョウバカマは必ずしも稀な種とは言えず、山野草として比較的普通に流通している種である。このことは稀少かどうかに関わらず多くの野生植物が盗掘の危険にさらされていることを意味すると同時に、一部でいわれているような、人工栽培によって大量に流通させれば盗掘は減るといった意見が誤りであることも強く示唆している。

人工栽培したものを自生地に植栽することによって稀少種の保全が可能であるという議論もあるが、生物多様性の重要性(鷲谷・矢原1996, プリマック・小堀1997)をまったく無視しているだけでなく稀少種の危機的現状を軽視しかねない危険な考えである。野生植物の保護策は基本的にはあくまで「野生状態」でとられるべきであり(生育地の保護)、「保護策」として人工栽培した個体を自生地に植栽することについては生態学的影響(自生個体群への影響)・社会的影響(自然保護思想への影響)を十分検討しなければならない。

盗掘を防止するのは容易ではない。盗掘には山草業者による組織的なものだけでなく、一般の愛好家によるものも数多くあるだろう。業者によって盗掘された盗品を最終的に購入するの一般の愛好家である。盗掘を行なうことや盗掘された植物を購入することに対する犯罪意識はいまだに低

いといわざるを得ない。種の存続を左右しかねない重大さから考えれば、盗掘に対する現在の罰則は確かに軽く、盗掘行為で検挙されても有罪になるケースはほとんどないという。また盗掘防止の即効性からみても罰則の強化や監視の徹底は必要かもしれない(盗掘防止ネット 1999)。一方で、盗掘が重大な環境犯罪の一つであり絶対に行なってはならない行為であるという社会認識を作り上げることも、根本的な解決のためには必要である。そのためには繰り返しその犯罪性を指摘していくことが重要で、マスコミにもその役割が期待される。今回報告した盗掘事件のうちの一つ、ベニバナヤマシャクヤクの盗掘については、北海道内の新聞社に対し事情を説明し盗掘問題を啓発するために報道してほしいと申し入れたが、「盗掘は日常的すぎる」という理由で受け入れられなかった。しかし、むしろ日常的であるという事実を問題として扱ってほしかった。盗掘問題は一般の関心が高いにもかかわらず(その意味ではニュースバリューがある)、どこでどのくらい盗掘が起きているかという実態がよく分かっていない。新聞にはその場限りの報道という目的だけでなく、記事として記録にとどめるという任務もあるので、盗掘のように一般の関心の高い問題に対してはたとえ小さな記事でも書いておくことを求めたい。また、盗掘が多発する背景には、「自然好き」「植物好き」を自認する人の中にも野生生物の価値を安易に貨幣価値に置き換えようとするような誤まった(矮小化した)自然認識が少なからずあるといえる。このような自然認識(自然に対する価値意識)を是正していくために、環境教育の役割にも期待したい。

謝 辞

原稿をまとめるに当たっては水尾君尾さん(ユウパニコザクラの会)に資料の提供をいただいた。また、川辺百樹さん(ひがし大雪博物館)・辻本涼子さん・三木悦子さん(ひがし大雪博物館友の会)には盗掘の情報を、佐藤謙さん(北海学園大学)にはチョウノスケソウの分布と盗掘の情報を寄せていただいた。心から感謝したい。

引用文献

- 北海道高山植物盗掘防止ネットワーク委員会編(1999) 市民グループによる高山植物盗掘防止の手引き。34pp. 札幌。
- 環境庁(1997) 植物版レッドリスト。
- さっぽろ自然調査館編(1999) ひがし大雪自然誌研究(改訂版)。136pp. 札幌。
- 佐藤謙(1994) 野生植物を守るために。NC HOKKAI-DO, 86:2-5. 北海道自然保護協会。
- 佐藤謙(1996) 北海道の植物のゆくえ。NC HOKKAI-DO, 95:10-12. 北海道自然保護協会。
- 佐藤謙(1997) 高山植物の盗掘と生育地の保護。プランタ, 52:15-21. 研成社。
- 佐藤与志松(2000) 環境庁の「ふれあい自然塾」とは。十勝自然保護ニュース, 89:2. 十勝自然保護協会。
- 辻本涼子(1999) ベニバナヤマシャクヤクが…。ひがし大雪だより33:15-16. ひがし大雪博物館友の会。上士幌。
- 我が国における保護上重要な植物種および植物群落の研究委員会編(1989) 我が国における保護上重要な植物種の現状。pp257-258. 日本自然保護協会。
- 鷲谷いづみ・矢原徹一(1996) 保全生態学入門。271pp. 文一総合出版。
- リチャードB. プリマック・小堀洋美(1997) 保全生物学のすすめ。399pp. 文一総合出版。

Summary

We reported some events about illegal collecting of wildflowers in eastern Taisetsuzan National Park from 1995 to 1999. Six species, *Orchis aristata*, *Gentiana triflora* var. *japonica*, *Heloniopsis orientalis*, *Paeonia obovata*, *Dryas octopetala* var. *asiatica* and *Juniperus communis* var. *saxatilis* were illegally taken away once or several times. These species are established by Environment Agency to prohibit from collecting without permission. Especially, *P. obovata* is an "endangered species" (Environment Agency, 1997). These were happened during their flowering season in all cases except *J. communis*, and some of them were happened

beside roads that were relatively much traffic. In *O. aristata*, about 100 plants were lost by three times thefts that were acted in different years at the same place. In *G. triflora* var. *japonica*, about 300 plants were lost by two times thefts at the same place. In *P. obovata*, one patch (14 plants) which we had surveyed since before year were lost perfectly. In *H. orientalis*, about 100 plants were lost, which were much more than half number of individuals in this site before then. These six species are traded commercially. To prevent illegal collecting of wildflowers, it is necessary that administration strictly restrain dealings of wildflowers and that we thoroughly have to make consensus that illegal collecting of wildflowers is environmental crime.